第97回 (平成31年3月27日)

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第97回個人情報保護委員会を開会いたします。 本日の議題は2つです。

まず、議題の1番目でございます。「いわゆる3年ごと見直し(ヒアリング)」についてです。

第86回委員会におきまして御了承いただいたとおり、3年ごとの見直しに関連いたしまして、民間団体の皆様へのヒアリングを行うこととしております。

本日は、日本経済団体連合会へのヒアリングを行いたいと思います。

まず、日本経済団体連合会の篠原様、若目田様、それから、山田様に会議に出席いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、出席をお願いいたします。

篠原様、若目田様、それから、山田様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、説明をただいまよりお願いいたします。

○日本経済団体連合会 ただいま御紹介いただきました経団連の情報通信委員長を努めて おります篠原と申します。

この度は、個人情報保護法の見直しに向けた意見を述べる機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

さて、前回の個人情報保護法の改正では、GDPRのような国際調和の観点とともに、 匿名加工情報の導入など、データ活用の視点が盛り込まれた内容となってまいりました。 しかしながら、残念なことに、日本の場合には消費者の間でプライバシー侵害への懸念が 強いことから、日本企業はいまだに個人データの活用に十分に踏み切れていないのが現状 でございます。したがいまして、今回の個人情報保護法の見直しにおいても、前改正のモ メンタムを維持しながら、個人の納得、信頼のもとにデータ活用を活性化させるという方 向性で御検討を行っていただければと、まず基本的に考えております。

本日は、こうした視点を踏まえまして、資料を開いていただくと発表内容に書いてございますけれども、4点、「わが国として目指すべき方向」「新たな仕組みに関する意見」「既存制度に関する意見」そして最後に「国際的なデータの円滑な流通に関する意見」について、意見を申し上げたいと考えてございます。

今からスライドのページでお話ししますけれども、資料の右下にページが打ってございますので、それを御参照ください。

まず、右下のページ1を御覧ください。経団連は、政府とともに、第5段階目の社会、

いわゆる「Society5.0」の実現に向けて、様々な取組を行っている最中でございます。その「Society5.0」で実現する社会といいますのは、いわゆるAIとかIoTなどのデジタルテクノロジーとデータの活用によって、経済成長と社会課題の両立を図る人間中心の社会を目指しております。「Society5.0」の実現の鍵は、個人データを含めたデータの活用を進めることができるかどうかにかかっていると言っても過言ではございません。

ここからは、個人情報保護法改正に関する具体的な意見を申し上げます。まず、「新たな仕組みに関する意見」について、3点申し上げます。

右下のページ2を御覧ください。1点目は、データポータビリティについてでございます。GDPRでデータポータビリティが制度化され、我が国においても議論が行われる予定と聞いております。データポータビリティにつきましては、産業界の中でも大きく意見が分かれております。多大な企業努力によって獲得したノウハウが低下するといった慎重な意見から、事業者間で相互にデータのやりとりがなされるためのルール整備がなされることによって公平な競争環境が実現するといった意見まで多様な意見があるのが実態でございます。そのようなことも踏まえまして、政府において検討を行っていただく際には、消費者ニーズや企業のメリット、実務負担、GDPRが導入されたEUにおける評価なども十分に考慮し、もし制度を導入するのであれば、我が国として最適な仕組みを慎重かつ丁寧に御議論いただければと考えております。

2つ目は、個人情報保護法への課徴金の導入についてです。日本企業でデータ活用が十分に進展していない中、課徴金を導入することは、個人データを活用するマインドを萎縮させることにつながりかねません。また、これまで個人情報保護法に基づく命令が発出された事例はなく、個人情報取扱事業者は個人情報保護法を適切に遵守していることから、立法の必要性は希薄であると考えております。

一方で、日本で活動する国外事業者の罰則を強化するために課徴金を導入すべきといった主張も見受けられますけれども、法の適用、執行に当たり、外国企業を狙い撃ちにいたしますと、国際通商ルールに違反する可能性があると考えております。

以上を踏まえまして、個人情報保護法に課徴金を導入することについては慎重な検討が 必要だと考えてございます。

次に、右下ページ3を御覧ください。3点目は、端末情報の取扱いに関する規律についてでございます。ターゲティング広告などに活用されるクッキーなどの端末情報について、何らかの規律を行うべきとの意見がございます。しかし、端末情報自体では特定の個人を識別することはできませんし、結果として個人の利益、権利を侵害することもございません。また、端末情報をほかの情報と照合することによって特定の個人を容易に識別できるようになった段階で、事業者は個人情報保護法に基づき適切に取り扱っています。こうしたことも踏まえまして、端末情報について新たな規律を設けることは慎重に検討いただきたいと考えてございます。

次に、「現行制度に関する意見」を3点申し上げます。

まず、右下ページ4を御覧ください。1点目は、公的部門での個人情報の取扱いについてでございます。皆様、御案内のとおり、民間部門における個人情報の取扱いは、個人情報保護委員会が規律監督している一方、行政機関、独立行政法人、地方公共団体の個人情報の取扱いは、それぞれ独自の規律監督に服しています。そのため、例えば、民間企業が国公立大学、国公立病院、国研などと共同研究を行う場合には、共通の個人情報の取扱いを行うことができないなどの支障を来す可能性がございます。産業界でも、例えば、ヨーロッパの企業との共同研究などがあるわけですけれども、そういう場合に、国研とか国立大学がヨーロッパからの十分性をもらっていないということになってまいりますと、非常にやりづらいといったことでございます。また、個人情報の取扱いについての監督を行う主体が異なっていることから、共通の規律に対しても異なった解釈が施されることで実務上の混乱を来すといった可能性がございます。ですから、個人情報保護委員会は、民間部門のみならず、公的部門における個人情報の適正な取扱いの確保を図り、民間部門と公的部門との個人情報の取扱いを整合させる方向で是非御検討していただきたいと考えてございます。

次に、右下ページ5を御覧ください。2点目は、ガイドライン等の改善についてでございます。匿名加工を含めまして、事業者が個人データを取り扱うに当たって最も重視するのはガイドラインでございます。後半の別紙9とか別紙10に記載している項目もございますけれども、実務の実態も含めて、ぜひガイドラインの充実や見直しをお願いできればと考えてございます。言いかえますと、ガイドラインだけでは判断できない事項が多いということでございます。

3点目は、国内外事業者への公平・公正な法の適用・執行についてでございます。海外 事業者による規律に従った適切な個人情報の取扱いを確保するために、外国政府機関との 執行協力を着実に実施いただければと考えてございます。

最後に「国際的なデータの円滑な流通に関する意見」を 2 点申し上げさせていただきます。

まず、右下ページ6を御覧ください。1点目は、データの自由な越境流通の確保でございます。冒頭にも申し上げましたとおり、Society5.0の実現に当たりましては、国境を超えて情報が自由に流通する環境の確保が大前提となってまいります。そのためには、我が国が国際的な制度構築、ハーモナイゼーションを指導するとともに、現在、各国で広がりを見せておりますデータローカライゼーション規制に対しては、粘り強く緩和・縮小を働きかけることが必要であると考えてございます。

最後に、企業実務を踏まえて、越境移転についてのルールの整備をお願いしたいと思います。大きく2つの要望がございます。

まず、右下ページ7を御覧ください。1点目は、EUからの個人データの越境「再」移転の規制への対応でございます。改めて申し上げることもなく、GDPRでは、EU市民の個人データを保護するために、EU発の個人データの越境移転のみならず、越境再移転

も規制対象としております。EUから日本に個人データを移し、それを日本から第三国に 再移転させる場合に、日本の事業者は個人情報保護法とEUの要請に基づく「補完的ルール」をともに遵守することが必要となってまいります。

ここで、再移転先の第三国をアメリカに限定してお話しいたします。EUからアメリカに直接個人データを流通させる場合には、プライバシー・シールドの枠組みがございます。その一方で、EUから一旦日本にデータを持ってきて、日本を経由してアメリカにデータを流通させる場合には、日本の事業者には、個人情報保護法に加えて、EUからの要請に基づく補完的ルールに適合するための契約の締結などが求められております。このような負担を課すことは、日本企業のデータの越境流通の支障となる可能性があると考えてございます。再移転先の米国事業者がプライバシー・シールドに基づく認証を受けていれば、我が国の事業者に「補完的ルール」を適用しない仕組みを御検討いただければと考えております。

なお、GDPRに類似したルールが世界的に普及すれば、同様の問題が次々に生ずる懸念がございます。困難な国際交渉が予想されますが、日本企業による国際的なデータ活用を阻害することがないように、個人情報保護委員会には、データをめぐる国際的なルール形成を強化していただくことを期待いたします。

最後に、右下ページ8を御覧ください。越境移転のルールについての2点目の要望でございます。EU域外に所在する第三者に個人情報を提供する場合、法令の要請がある場合など特殊なケースでなければ、まず、その1として、第三者が個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備しているか、若しくは事前に本人同意を得ることが必要となってまいります。しかしながら、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備しているかどうかの確認は非常に困難であり、事前の本人同意を取得するしかない場合もございます。こうしたことから、実務上の視点も踏まえ、外国の第三者への個人データの提供が認められる適法性要件の追加を御検討いただければと考えてございます。

以上、個人情報保護法の3年ごとの見直しに向けた意見を申し上げました。個人情報保護委員会におかれましては、個人が納得、信頼できる個人データの活用を進めるために、消費者並びに企業など、様々な関係者の意見を十分にお聞き取りいただいた上で、個人情報保護法の3年ごと見直しの検討をお進めいただければと考えております。

私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いします。 中村委員、お願いします。

○中村委員 御説明ありがとうございました。大局的な見地から、Society5.0という、我が国として目指すべき方向を見据えながら御意見を頂戴いたしました。新たな仕組みに関する意見、そして既存制度に関する意見、そして国際的なデータの円滑な流通、この3点にわたって御意見をいただきましたが、私から大きく分けて2つ質問させていただきたい

と思います。

1つは、全般的なことなのですけれども、具体的な御指摘、御意見は、ガイドラインに対するものであったりとか、既存の法律の枠組みの中でという話が多いのではないかと思いますけれども、具体的に法律で、ここをこう変えてほしい、あるいはこういうものを入れてもらいたいという具体的な法律に関するもので何か、もう少し具体的な御指摘、御提言があれば教えていただきたい。これが1点目です。

もう一つは、公的部分の情報の扱いのところですね。4ページです。先ほども具体的に、例えば、共同研究等をするときに、国の行政機関や国立大学法人に対するルールと民間事業者に対する個人情報保護法のルールが違うことでいろいろ困ることがあるという御指摘がありました。もう少し教えていただきたいのは、国の行政機関との関係でも何かありますか。現行法の体制によって、何か具体的な弊害が起きていることがあるのか。もしあれば教えていただきたいということです。以上です。

○日本経済団体連合会 どうも御質問ありがとうございました。

先ほどからお話ししているとおり、例えば、ポータビリティとかいうことも含めて、どんな手順をこれからたどっていくか分かりませんから、その部分では法改正が必要かどうかということは、私ども、正直言って、現時点では分かっておりません。ただ、間違いなく言えますのは、今、御指摘のあったスライド4に書いてございます公的部門での個人情報の取り扱いを変えるのであれば、その法改正は不可欠ではないかと考えております。

スライド4に関しまして、国立大学以外に行政機関との間で具体的な問題が何か起こっているかということに関しましては、現時点で私が知る限り、問題は起こっていないと思います。ただ、これから、例えば、Society5.0の中で、スマートシティなどで、いろいろな課題が出てまいりますと、当然ながら、企業が持っているデータだけではなくて、いわゆる自治体が持っているデータを含めて、いろいろな活用をお互い始めます。それが国内で閉じていると良いのですけれども、グローバルにいろいろなことをやっていこうといった場合には、公的部門の十分性が認められていないという話になってくると、いろいろな共同研究するときに、一々、ここまではオープンにできるけれども、ここはできないだとか、そういう制約がかなりかかってくるのではないかとは思っております。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにありますでしょうか。 小川委員、お願いします。

〇小川委員 御説明ありがとうございました。3ページ目で、ターゲティング広告などに使っているクッキーなどの端末情報の取扱いについて、新たな規律を設けることについては反対ということは分かったのですが、その前段で、事業活動の実態、それから、消費者の利便を十分に踏まえと書かれているのですけれども、事業者と消費者、2つの観点で言うと、反対の理由として、具体的な内容が分かれば教えてください。よろしくお願いします。

○日本経済団体連合会 直接のお答えになっているか分からないのですけれども、御案内

のとおり、例えば、クッキーにつきましては、事業者はそういったものを利用して消費者 に広告を出しているということがありまして、消費者におきましても、自ら改めて情報入 力しなくても同じページが出てくるとか、そういったことで一定の利便はあるのではない かということがここで言いたいことでございます。

○小川委員 事業者については、どういうデメリットとかメリットがあるのでしょうか。 ○日本経済団体連合会 事業者の場合、今、一番話題になっている話は、いわゆるプロファイリングができることを通じて、よりお客様に自分たちが持っているものを提案できるといったような、収益拡大の機会があると思うのですね。ただ、こういう問題は、今、お話ししたみたいに、1人の人間をプロファイリングして、もっと売上げを上げていくという使い方だけではなくて、個人情報の使い方は、御案内のとおり、クッキー、課題のターゲットに通じるかどうか分かりませんけれども、いろいろな方々のデータを取りそろえることによって、病気の治療で使っていくとか、さまざまな可能性がありますので、可能性が低くなるようなことはやらないほうが、まずは良いのではないかと思います。現時点では、利用者にとって非常にネガティブなことが起こっているかというと、さっきお話ししたとおり、個人情報を保護する立場の人間がしっかりそこを守っていくということが担保されていると思いますし、これからも継続していくことが大事なのではないかと思っています。

- ○小川委員 どうもありがとうございました。
- ○嶋田委員長 ありがとうございました。 ほかに、どなたかございますか。丹野委員、お願いします。
- 丹野委員 お話ありがとうございました。私からも2点ばかり質問させていただきたいと思います。

1点目は、個人データに関する個人の権利の在り方という観点なのですが、個人データに関する個人の権利の在り方の中で、個人データの削除や利用停止等について、今は制約がございますので、より広範に個人の権利を認めるべきであるという意見もたくさんございます。そのことについて全くお触れになっていらっしゃらないので、どうお考えなのかを承りたいというのが1点目でございます。

2点目は、ページで言うと5ページ目の(3)の部分なのですが、「国内外事業者への公平・公正な法の適用・執行」というタイトルをつけていらっしゃって、私どもの委員会は、国外の事業者に対しても、平成29年度から平成30年度の第3四半期まで、この12月までに、国外事業者関連で漏えい報告を28件受領し、それに対する指導・助言を17件行っております。それとともに、外国当局との執行協力も既に行っております。国内外事業者への公平・公正な法の適用・執行に取り組んでいると私どもは認識しております。そうすると、5ページの(3)の御指摘は、私どもの現在の取組に対しての、いわば激励であると理解してもよろしいのかどうかということを教えていただきたくて御質問いたします。

○日本経済団体連合会 まず、1点目からお話しいたしますと、先ほども申し上げました

とおり、いわゆるデータのポータビリティ等を含めまして、立場によって、産業界の中でも非常に多くの意見がございます。もっと厳しく制限すべきだという意見もあれば、もっと広げていって、そこで新しい可能性を見出していくべきだという問題もいろいろございますので、経団連として一つの考え方をまとめることができなかったと御理解いただければと思っております。

○日本経済団体連合会 2点目につきましては、まさにそのとおりでございまして、前回 の法改正におきまして執行協力等が入ったということで、こちらも是非このまま強力にと いいますか、個人情報委員会において着実に実施していただきたいと、そういう趣旨でご ざいます。

○嶋田委員長 よろしいですか。ほかにございますか。 熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 本日は貴重な御意見ありがとうございます。私からは、国際的なデータ流通に関することの、6ページから8ページのところに関連して2点ほどお伺いしたいと思っています。

まず1点目ですが、P7の図のあるページですが、EUからの国際データの越境「再」移転の規制への対応ということで、非常に貴重な御意見かと思います。私ども委員会としても、まさに現在、米欧と協議も進めているところでございます。経団連様として検討すべきと指摘されているのは、これは我が国の産業界にとって大変メリットがあるということかなと理解していますが、理解どおりでよろしいのかどうかが1点目。

それから、2点目は、次の8ページ目の外国の第三者への個人データの提供が認められる適法性要件の追加という御提案についてですが、幾つかの要件の中に、例えば、APECのCBPRといった認証制度等の推進に取り組んでいるのですが、それ以外のものが必要というお話なのか、もうちょっと詳しく、どういったものをイメージされているのか、お伺いできればと思います。2点、よろしくお願いします。

○日本経済団体連合会 まず1点目でございますけれども、7ページに書いてあるような 円滑な再移転ができるということは、産業界にとっては非常にメリットがある。逆に言え ば、これがないとデメリットが大きいと言ったほうがいいと思うのですけれども、そうい う問題だと思っております。

今、御指摘のあったCBPRを推進なさっていることは非常にいいことだと我々も歓迎しております。ただ、一方で、CBPRに参加する国とか事業者の数がまだまだ限定的だということもございますので、仲間作りとか、あとはCBPRとGDPRの相互接続性といいますか、そういうところに更に進んでいただけると、もっとありがたいかなという感覚を持っております。

- ○熊澤委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○嶋田委員長 ありがとうございました。ほかにございますか。 大滝委員、お願いします。

○大滝委員 どうも御説明ありがとうございました。私から 2 点お伺いしたいと思います。 1 点は、先ほどガイドライン等の充実をというお話がありまして、おそらく、内容から見ると、現行のガイドラインだけではなかなか判断できない点が多いので、もう少し詳細に書き込んでほしいという御要望だったと承っているのですけれども、このガイドライン等の充実については、一方でガイドラインを詳細に書き込むということをやればやるほど、かえって企業の側の創意工夫とかイノベーションの機会を制約したり、なっていくのではないかという指摘もあるのではないかと思うのですね。その意味では、ある種の余裕、遊びみたいなものがないと、非常に窮屈なことになっていくのではないかと御指摘される方もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのかが 1 点目です。

それから、2点目は、先ほどの御説明の中には直接出てこなかったのですけれども、漏えい報告についてのお考えをお伺いしたいということです。漏えい報告について、法律上、義務化すること、あるいはその上で一定の軽減措置を設けることについて議論があるのは御存じのとおりだと思いますけれども、そういう議論については、経団連としてどんなお考えなのかについて、お考えがあればお聞かせいただければと思います。

以上2点です。

○日本経済団体連合会 まず、ガイドラインについてなのですけれども、本当におっしゃ るとおり、我々はもしかしたらわがままを言っているのかもしれません。ただ、ある程度 の自由さ、クリエイティビティを残しておく部分と、分かりやすさのバランスだと思うの です。正直申しまして、現時点では、バランスを考えた場合に、不自由になっている側面 よりも、これはどうなのだろうかといって、よく分からないという部分が多いというのが 正直なところだと思うのです。こういうガイドラインは、一遍決めたらそれでおしまいで はなくて、少し多目に決めていただいて、それを実際に運用していく中で、再度、ここは もう少し緩めていただけませんかみたいなことをお話し申し上げるかもしれませんけれど も、現時点では、失礼な言い方かもしれませんけれども、ぼやっとし過ぎているなという のが直感でございます。特に私などは実際に仕事をしていまして、匿名化の問題があるの ですけれども、どこまで匿名にするか、匿名化の度合いを高めれば高めるほど、ある意味 で価値はなくなってくるので、この辺のバランスを取らなければいけないのですよ。その 辺のバランスをとる上で、どのぐらいのことまで良いのだろうかというところがよく分か らないというのが企業側の問題でございますし、一般の国民の方々が本人同意するといっ た場合に、これだったら本人同意できるねということが、そんな細かなことは国民の皆様 に御理解いただくことはできないわけですので、そこはこのガイドラインにのっとってい ますから御安心くださいということを、我々も堂々とできるような環境を作っていただき たいので、ガイドラインについて、もう少し御検討いただければありがたいなと思ってい ます。

あと、もう一つが漏えい報告でございますけれども、現時点で日本の中では、事業者と

しては適切に対応しているのではないかと思っておりますし、具体的に報告件数が年にそれほど多くないという中で、義務化することの必要性は必ずしもないのではないかと思っております。漏えい報告というのは、まず言えることは、間違いなく早く皆さんにお伝えすることが大切なのですけれども、何が起きているかをある程度つかんだ上で早くお伝えしなければいけないので、その辺の時間についても、どちらかというと我々は比較的早くできていると思っていますので、今のままでよろしいのではないかと考えております。

- ○大滝委員 どうもありがとうございました。
- ○嶋田委員長 ありがとうございました。 ほかにいらっしゃいますか。藤原委員、お願いします。
- ○藤原委員 非常に詳細な御説明ありがとうございました。幾つか、これまでの質疑応答 も踏まえて伺いたいと思います。

まず、端末情報は単体では識別できないし、ターゲティングはやっているけれども、きちんとやっているから、権利・利益侵害の可能性はないのではないかという御意見、それから、漏えいについても、報告件数等から見てきちんとやっているから義務化の必要はないという御意見だったと思うのですけれども、ただ、この法律はオールジャパンの法律ですから、経団連傘下の企業はおっしゃるとおりかもしれませんけれども、全ての事業者が対象であることも考慮しなければならないのかなと個人的には思っております。

それから、私から是非教えていただきたいなと思ったのは、課徴金の話なのですけれども、課徴金の導入については、萎縮効果があるし、内外の平等原則に反してもいけないから、これは反対であると理解しました。それについてですけれども、罰金の引上げと、課徴金ではなくて、罰則の強化という意見についてはどうお考えになるか、教えていただきたいと思います。つまり、GDPRの課徴金が余りにも金額が高いので話題になっているわけですけれども、罰金を比較しても、我が国の場合、非常に低いですね。それで、罰金引上げとか、罰則の強化についてどうお考えになるかなと思います。もし反対ならば、反対の根拠も併せて教えていただきたい。要するに、課徴金にしても、罰則にしても、一部の見解かもしれませんけれども、きちっと守っていれば問題にならないのではないかという御意見、内外ともにという御意見もあるところですので、お聞かせ願いたいと思います。〇日本経済団体連合会 御回答いたします。

端末情報、あるいは漏えい報告の関係で、義務化といいますか、新たな規制は必要ないということに対しては、全ての事業者を考える必要があるという御意見であったかと思います。この点につきましては、まさにそのとおりでございまして、他方で義務化ということになりますと、これは逆の面から同じ問題があるかと思いまして、先ほど篠原委員長からも御説明ございましたとおり、我が国の企業は個人データを十分活用できているかというと、我々の認識はそこまででもないと思っております。そうした中で、新たに規制が入ってくることになりますと、今でも我々は、全くとは言いませんけれども、十分使えていない中、さらに萎縮してしまうのではないかと考えておりまして、新たな措置については

今の段階では必要ではないのではないかと考えているところでございます。

罰則の話につきまして、経団連の中でその話が出たことはございません。経団連の考えが今のところあるわけではないのですけれども、他方で、企業の立場として、低いから上げてくれということは多分、ないと思うのですけれども、資料にも書いてございますけれども、現行の個人情報保護法に基づく命令というのが今まで出ていないということは、そこに至るまでに事業者は何らか改善措置を講じているということがございますので、そういった中で罰則の強化がどこまで必要になるかというと、余り必要ではないのかなと思います。すみません。組織としての議論は全くないのですが、そういう感じでいるところでございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

それから、もう一つ、課徴金については2つ目ですけれども、確かに大半の事業者はき ちんとやっておられるのだと思いますけれども、新興の事業者等、現行の行政指導の枠組 みの制裁では実効性は不十分ではないかと、そういう事業者がいる限りは、課徴金という 制度もあってもよろしいのではないかという御意見もあるわけですけれども、それはどう お考えになるのかですね。

○日本経済団体連合会 課徴金、新興の事業者についてというところでも必要という意見があるというのは、新興といいますか、海外事業者を対象にしたいという話も我々は聞いたことがございますけれども、他方で、これも最初の話に戻るかもしれないのですけれども、課徴金制度が導入されると、新興の事業者、あるいは海外の事業者だけを対象とする制度ということは、法律にそこまで詳しくないので分からないのですけれども、できないのではないかと思っておりまして、そうした中、課徴金制度が導入されると、今、萎縮している企業がもっともっと萎縮してしまうのではないかと考えているところでございます。○藤原委員 それから、3つ目の質問ですけれども、経団連として、もし御存じなら教えていただきたいのですけれども、現行の個人情報保護法の規律では十分に規制ができていませんよと、そういう個人情報の望ましくない取扱いがなされている分野、あるいは領域の対象があれば、是非教えていただきたいと思います。

○日本経済団体連合会 御質問で、現行法の中で規律が十分にできていない分野があれば ということでございますけれども、我々の聞いている範囲ではそういった話はないところ でございます。

○藤原委員 規律については、論理的に、おっしゃることは大変よくわかりました。さっきの国際的なデータの円滑な流通に関する意見ところで、行政機関、あるいは独立行政法人も含めてかもしれませんけれども、公的機関との協業のときに、外国に出ていくときに十分性の認定との関係で困るのではないかという御意見でしたけれども、確認しますと、具体的に困っていることは現在ないということですね。かつては、公立大学、国立大学、国研、私立の大学で、医療の分野については確かにおっしゃるような問題はありましたけれども、今日の御指摘は外国へそれが出ていくときの御指摘で、具体的にはまだだけれど

も、可能性があると受けとめればよろしいということですね。

○日本経済団体連合会 まず1つは、外国に出ていくときもそうですし、例えば、企業が大学などと個人データを使って何かやろうということを考えた場合に、それぞれの個人データに対する解釈が違ったりしますと、国内であったとしても、共同契約を結んだときにいろいろ手間がかかると。手間がかかるという言い方は良くなくて、場合によってはお互い誤解したまま進むということがございますから、海外に出ていくこともそうですし、国内で一般の企業と国研とか国立大学が連携する場合にも、そこは合わせておいた方が間違いなく良いとは考えております。

○藤原委員 質問は、今おっしゃった問題は昔からあるのですけれども、医療以外にも具体例があれば教えていただけると。医療の分野ではおっしゃるようなのはたくさんございました。

○日本経済団体連合会 例えば、自治体が設置しているカメラの映像活用と、民間が設置するカメラの活用で、アカウンタビリティの観点から見ると、消費者から見ると、誰がつけているかは余り関心の範囲ではなく、知り得る情報ではないと思うので、アカウンタビリティの観点からも、一律、カメラといえばこういうルールであるという形ですね。例えば、自治体が設置する、若しくは民間が設置するにかかわらず、同じルールでやったほうが、説明とか理解が良いのではなかろうか。 あと、大学は、国立かどうかというところもあるのですけれども、ガイドラインの明確化で、これはある国立大学の先生からの意見だったのですけれども、学術利用の除外規定がどういう場合に適用されるのかどうかが非常に厳しい。以前は大学ではデータを使いやすくなっていたのだけれども、映像データを収集することに関しても、国立大学だからといって除外規定をもとに自由に取得するわけにはいかないといった感覚になっていまして、その辺のガイドラインの明確化は要望として聞いたことがございます。後半は質問とは違いますけれども、前半は、例えば、スマートシティの領域におけるセンサーなどにおいて、自治体設置、民間設置による差が少し散見されるのかなと思っております。

- ○藤原委員 ありがとうございました。
- ○嶋田委員長 ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

本日は貴重な御意見を、非常に大局的であり、また簡潔な御回答をいただきまして、誠にありがとうございました。頂いた御意見も含めて、様々なステークホルダーの方々に個人情報保護法の現状について聞きながら、課題を整理、審議してまいりたいと思っております。

時間の制約もありますので、質疑応答はここまでといたしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

篠原様、若目田様、山田様、本日はありがとうございました。どうぞ御退出ください。 (日本経済団体連合会の出席者退出)

- ○嶋田委員長 それでは、次に、議題2に移りたいと思います。監視監督について事務局 から御説明をお願いいたします。
- ○嶋田委員長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定いたします。事務局 において必要な手続を進めてください。よろしくお願いいたします。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表して よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、そのように取り扱います。

本日の会議はこれで閉会といたします。

事務局から今後の予定を御説明願います。

〇的井総務課長 次回の委員会でございますが、3月29日金曜日の10時30分から行う予定 でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。